

## 6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。  
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。  
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。  
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。  
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を越える道路にあっては20メートルまでをいう。  
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 自動車交通騒音常時監視結果（平成20年度）

No	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定日	騒音測定結果 Leq (dB)		車線数	評価区間 距離 (km)	住居等 戸数 〔戸〕	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼	夜				昼間	夜間	昼間・ 夜間	昼間	夜間	昼間・ 夜間
1	国道8号線	坂井市丸岡町 一本田福所～今福	坂井市丸岡町 一本田福所	H20. 10. 14(火)	70	70	2	2. 2	115	67	38	38	58. 3	33. 0	33. 0
		坂井市丸岡町 乗兼～一本田福所			74	72		2. 4	41	28	14	14	68. 3	34. 1	34. 1
2	国道8号線	鯖江市 柳町～新横江	鯖江市柳町	H20. 10. 21(火)	74	72	4	1. 2	70	63	41	41	90. 0	58. 6	58. 6
3	国道27号線	敦賀市 岡山町～若葉町	敦賀市若葉町	H20. 10. 23(木)	72	71	4	1. 8	183	169	107	107	92. 3	58. 5	58. 5
4	国道27号線	小浜市 平野～和久里	小浜市木崎	H20. 10. 23(木)	74	74	2	4. 7	234	176	149	149	75. 2	63. 7	63. 7
		三方上中郡若狭町 市場～日笠			67	59		4. 4	100	66	33	33	66. 0	33. 0	33. 0
5	国道416号線	永平寺町 東古市～藤巻	永平寺町東古市	H20. 10. 16(木)	67	59	2	8. 5	321	321	321	321	100. 0	100. 0	100. 0
6	県道 福井丸岡線	坂井市 春江町定重 ～丸岡町南横地	坂井市丸岡町 南横地	H20. 10. 14(火)	67	61	2	0. 9	60	60	60	60	100. 0	100. 0	100. 0
7	県道 大畑松岡線	永平寺町 松岡渡新田 ～松岡兼定島	永平寺町 松岡兼定島	H20. 10. 21(火)	64	58	2	0. 9	10	10	10	10	100. 0	100. 0	100. 0
8	県道 滝波長山線	勝山市 滝波町～長山町	勝山市郡町	H20. 10. 16(木)	69	61	4	1. 3	115	114	114	114	99. 1	99. 1	99. 1
評価範囲全体		6路線8区間	全体：評価範囲全体（近接空間＋非近接空間）				28. 3	1, 249	1, 074	887	887	86. 0	71. 0	71. 0	
			近接空間：道路端から15m（2車線以下）または20m（2車線超）の範囲					432	308	251	251	71. 3	58. 1	58. 1	
			非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所					817	766	636	636	93. 8	77. 8	77. 8	

（資料：環境政策課）

表 6-3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) (区域の区分) a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域  
 b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域  
 c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域  
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

表 6-4 道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域  
 第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域  
 (時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで  
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6-5 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。  
(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)
- 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)
- 第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
- 第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで  
夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、 くい抜機又は くい打くい 抜機を使用 する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで  第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間  第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
② びょう打機 を使用する 作業						
③ さく岩機を 使用する作 業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ 空気圧縮機 を使用する 作業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
⑤ コンクリー トプラント 又はアスフ ルトプラント を設けて行 う作業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m <sup>3</sup> 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のもの に限る。(モルタル製 造のためにコンクリ ートプラントを設け て行う作業を除く。)
⑥ バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。
⑦ トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。
⑧ ブルドーザ ーを使用す る作業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で  
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、  
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の  
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの  
として環境大臣が指定するものを除く。

表 6-7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第 1 種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。  
 第 2 種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。  
 第 3 種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。  
 第 4 種区域： 都市計画法に基づく工業地域。  
 第 5 種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。  
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで  
 夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
- (そ の 他) 第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 6-8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	午後 11 時から翌日午前 0 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」。  
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6-9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6-10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、 くい抜機又は くい打くい 抜機を使用する 作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で  
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、  
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区  
域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表6-11 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成21年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	73	212	186	1,125	3	4	230	6,193	5	6	75	182	1	2	87	315	8	98	2	7	670	8,144
敦賀市	24	90	29	92	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	66	1	5	0	0	88	347
小浜市	3	126	10	68	0	0	0	0	0	0	8	35	0	0	9	23	0	31	0	2	30	285
大野市	1	1	3	28	0	0	9	892	0	0	25	38	0	0	5	24	0	0	0	0	43	983
勝山市	0	32	20	117	3	19	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	2	5	0	0	119	4,840
鯖江市	22	149	30	85	1	4	144	7,326	4	4	10	23	0	0	9	33	5	10	1	5	226	7,639
あわら市	3	54	10	94	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	2	7	0	0	0	0	51	1,196
越前市	65	256	39	415	2	10	116	3,560	6	7	38	109	24	41	21	70	7	31	0	0	318	4,499
坂井市	3	11	5	10	0	0	437	6,524	2	2	12	40	0	0	6	16	1	21	0	0	466	6,624
永平寺町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	5	36	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	42
合 計	197	941	348	2,123	11	39	1,101	31,654	21	26	197	515	26	44	160	581	24	201	3	14	2,088	36,138

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-12 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成20年度)

施設種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	高浜町	合 計
		1 項	くい打機等を使用する作業	3	0	2	0	0	0	0	1	0	1
2 項	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	さく岩機を使用する作業	20	1	3	0	0	3	1	0	0	2	0	30
4 項	空気圧縮機を使用する作業	5	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	7
5 項	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 項	バックホウを使用する作業	22	3	3	1	1	3	1	1	1	1	1	38
7 項	トラクターショベルを使用する作業	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
8 項	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		50	4	10	1	1	7	2	3	1	4	1	84

(資料：環境政策課)

表6-13 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成21年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計	
	金属加工機械		圧縮機		土石用破砕機・ふるい等		織 機		コンクリートブ ロックマシン等		木材加工機械		印刷機械		ゴム練等用 のロール機		合成樹脂用 射出成形機		鋳造型機			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	52	152	138	636	1	1	89	2,370	0	0	6	7	24	64	0	1	7	115	2	2	319	3,348
敦賀市	18	87	16	31	0	0	1	48	2	4	3	3	6	27	0	0	1	30	0	57	47	287
小浜市	3	206	6	51	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	31	0	3	12	294
大野市	0	0	1	21	0	0	9	892	0	0	2	2	3	19	0	0	0	0	1	1	16	935
勝山市	1	2	5	42	3	47	68	4,330	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	79	4,425
鯖江市	27	298	17	41	2	8	56	2,586	0	0	0	0	6	14	0	5	3	13	1	5	112	2,970
あわら市	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	19	355
越前市	55	172	27	187	3	12	95	2,942	0	0	4	4	13	29	1	13	4	30	0	0	202	3,389
坂井市	1	4	4	9	0	0	247	4,537	0	0	1	2	1	4	0	0	1	21	0	0	255	4,577
永平寺町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	159	925	226	1,070	10	69	626	19,294	2	4	21	30	60	176	1	19	18	244	4	68	1,127	21,899

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-14 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(平成20年度)

作業種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	永平寺町	合 計
		1 項	くい打機等を使用する作業	5	1	2	0	0	0	0	1
2 項	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4 項	ブレーカーを使用する作業	20	7	3	1	1	3	1	0	2	38
合 計		26	8	5	1	1	3	1	1	3	49

(資料：環境政策課)

表6-15 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソパレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-16 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18
--------------

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-17 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成21年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	18	69	3	5	0	0	0	0	21	74
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
大野市	10	26	0	0	0	0	0	0	10	26
勝山市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖江市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	7	13	0	0	0	0	0	0	7	13
越前市	14	37	1	1	0	0	0	0	15	38
坂井市	36	137	0	0	0	0	0	0	36	137
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
越前町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美浜町	8	10	0	0	0	0	0	0	8	10
おおい町	1	4	0	0	0	0	0	0	1	4
若狭町	8	28	0	0	0	0	0	0	8	28
合 計	137	400	5	7	0	0	1	1	143	408

(資料：環境政策課)